

議案第 88 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

小田原市職員定数条例（昭和 24 年小田原市条例第 100 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「休業中の職員」の次に「、派遣（研修によるものを含み、規則で定める期間以上の期間のものに限る。）中の職員」を加える。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 11 月 30 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

消防職員等に係る必要な人員数の確保を図る観点から、人事交流、研修等により派遣されている職員を定数に算入しないこととするため提案するものであります。